

市川市重層的支援体制整備事業実施計画(案)の策定

重層的支援体制整備事業実施計画(※)に記載する事項
～重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインより～

- (必須の記載事項)
- ・相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)
 - ・参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制(委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等)
 - ・重層的支援会議の実施方法
 - ・支援関係機関間の連携に関する事項

(※)社会福祉法第106条の5の規定により、市町村は、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、重層事業実施計画を策定するよう努めることとされている。

重層事業を令和5年7月から開始するべく、令和5年6月の計画完成に向けて準備を進めている。

令和4年度			令和5年度			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
● 第2回地域福祉専門分科会		● 第3回社会福祉審議会 ● R4第1回地区推進会議	☆新組織立ち上げ	● R5第1回地域福祉専門分科会	★ 計画完成 ● R5第1回地区推進会議	● ★事業スタート ● R5第1回社会福祉審議会

【参考】厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より重層的支援体制整備事業実施イメージ

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する

